

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	小児医療費助成に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、小児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年10月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児医療費助成に関する事務
②事務の内容 ※	<p>小児医療費助成に関する事務は、横浜市小児の医療費助成に関する条例(平成6年9月条例第34号。以下「条例」という。)に基づき、小児の保護者に対し医療費の一部を助成することにより、小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、もって小児の福祉の増進に寄与することを目的とする事務である。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用する。</p> <p>○資格取得事務【(別添1)資格取得事務 参照】 保護者からの申請に基づき、小児医療証を作成・交付する。この際、条例第4条の規定に基づき、資格の判定を行うとともに、県補助金事務のために所得の確認を行う。</p> <p>○更新事務【(別添1)更新事務 参照】 小児医療費助成の資格は、保護者の申請によって開始するが、この資格は、原則1年ごとに更新される。更新の際には、資格の判定を行うとともに、県補助金事務のために所得の確認を行う。</p> <p>○給付事務【(別添1)給付事務 参照】 小児医療費助成制度は、医療機関窓口で小児医療証を提示することによる現物給付が原則であるが、現物給付のできない県外医療機関で受診した場合などは、事後に現金給付を行う。</p> <p>○児童給付事務【(別添1)児童給付事務 参照】 小児医療費助成制度では、乳児と幼児等には、小児医療証を交付するが、児童には小児医療証を交付しないこととなっている。ただし、条例第2条第1項の規定により児童でも資格を有する場合があるため、その場合は事後に現金給付を行う。</p> <p>これらの事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・市民は、マイナポータルを介して、自身の小児医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・市民が、医療機関受診時に小児医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	統合番号連携システム								
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)									
システム2～5									

システム4	
①システムの名称	乳幼児サブシステム
②システムの機能	<p>乳幼児サブシステムは、既存住民基本台帳システム、税務システムと連携し、対象小児の資格の管理を行う。</p> <p>(1)住民基本台帳情報取得機能 住民基本台帳の情報を取得し、対象小児の保護者の4情報や対象小児との関係を確認する。</p> <p>(2)業務固有番号取得機能 対象小児の保護者の業務固有番号(市内に住居登録がある場合は住基コード、無い場合は住登外コード)を取得する。</p> <p>(3)判定所得算定機能 県補助金事務に使用するため、保護者の判定所得を算定、格納する。</p> <p>(4)資格管理機能 対象小児の資格の取得及び却下・喪失情報を管理する。保護者の4情報を管理する。</p> <p>(5)証発行機能 小児医療証の発行及び発行履歴の管理を行う。</p> <p>(6)職員認証・権限管理機能 乳幼児サブシステムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5

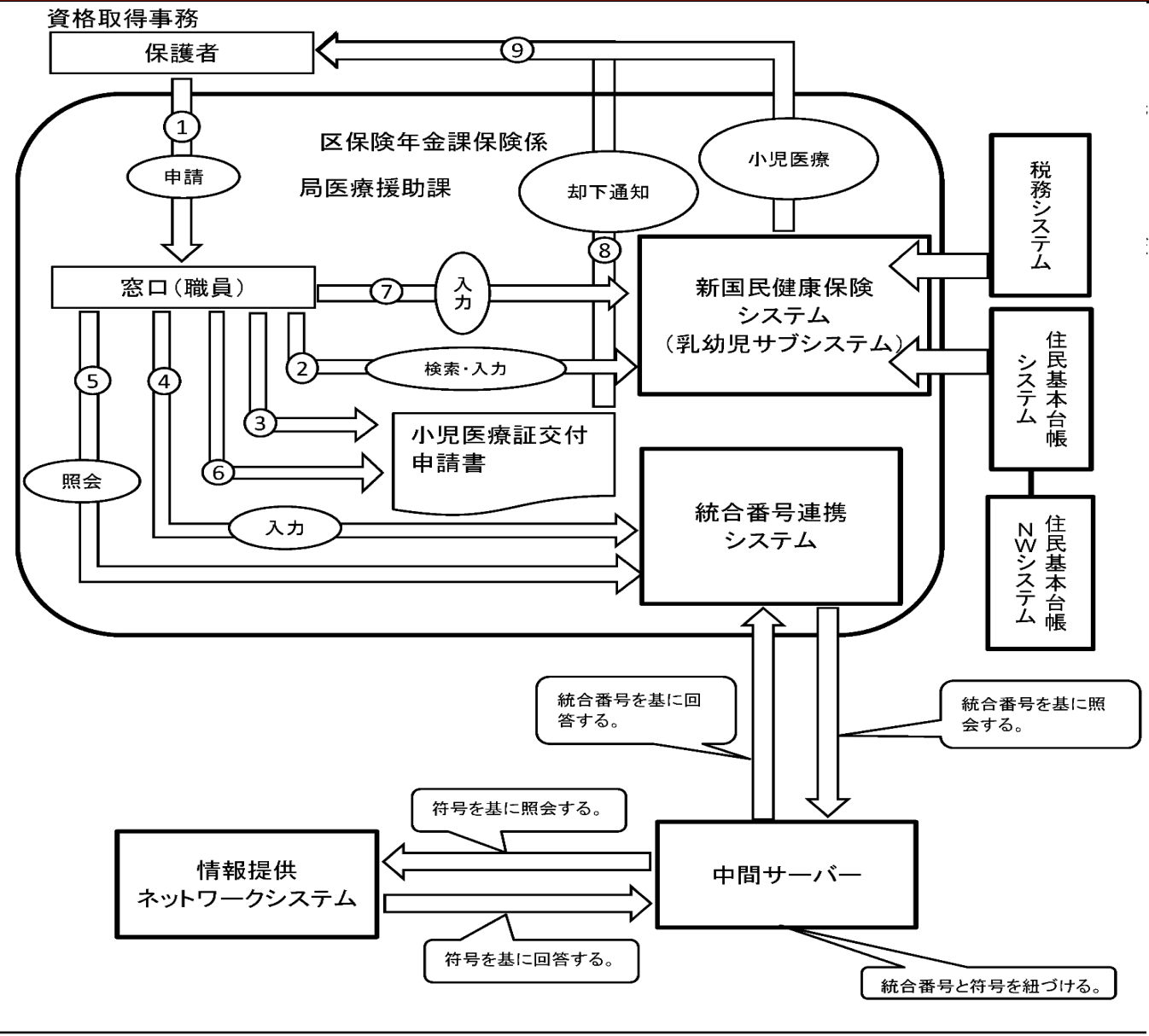
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務></p> <p>①情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 横浜市で管理している個人番号及び小児医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連携し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。</p> <p>②情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、小児医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、小児医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMH-IDを復号し、PMH-IDに紐付けられた小児医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</p> <p>③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 小児医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く小児医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (乳幼児サブシステム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)</p>

3. 特定個人情報ファイル名

- 小児医療費助成データベース、2. 統合番号連携ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>(1)小児医療費助成データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療費助成の資格情報を正確に管理する。 ・小児医療証を発行、発行履歴を管理する。 ・住登外者の場合、業務固有番号を設定する。 ・県補助金の算定に必要な保護者の所得が横浜市の課税台帳で確認できない場合に、保護者の所得の特定を正確かつ効率的に行う。 ・保護者の所得の管理を正確かつ効率的に行う。 ・令和6年12月に予定されている健康保険証のマイナンバーカードへの移行に伴い、資格の認定に必要な医療保険情報の取得を正確かつ効率的に行う。 <p>(2)統合番号連携ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会を行う。
②実現が期待されるメリット	<p>(1)小児医療費助成データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携ファイルと連携することにより、これまで窓口で提出を求めていた課税証明書の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 ・県補助金の算定に必要な保護者の地方税情報の入手により、事務の効率化が期待できる。 ・資格の認定に必要な医療保険情報の取得が正確かつ効率的に行われることにより、事務の効率化が期待できる。 <p>(2)統合番号連携ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性の向上及び事務の効率化に資することが期待できる。 ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出を求めていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 ・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 番号法第19条第6号</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第9号</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部医療援助課
②所属長の役職名	医療援助課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

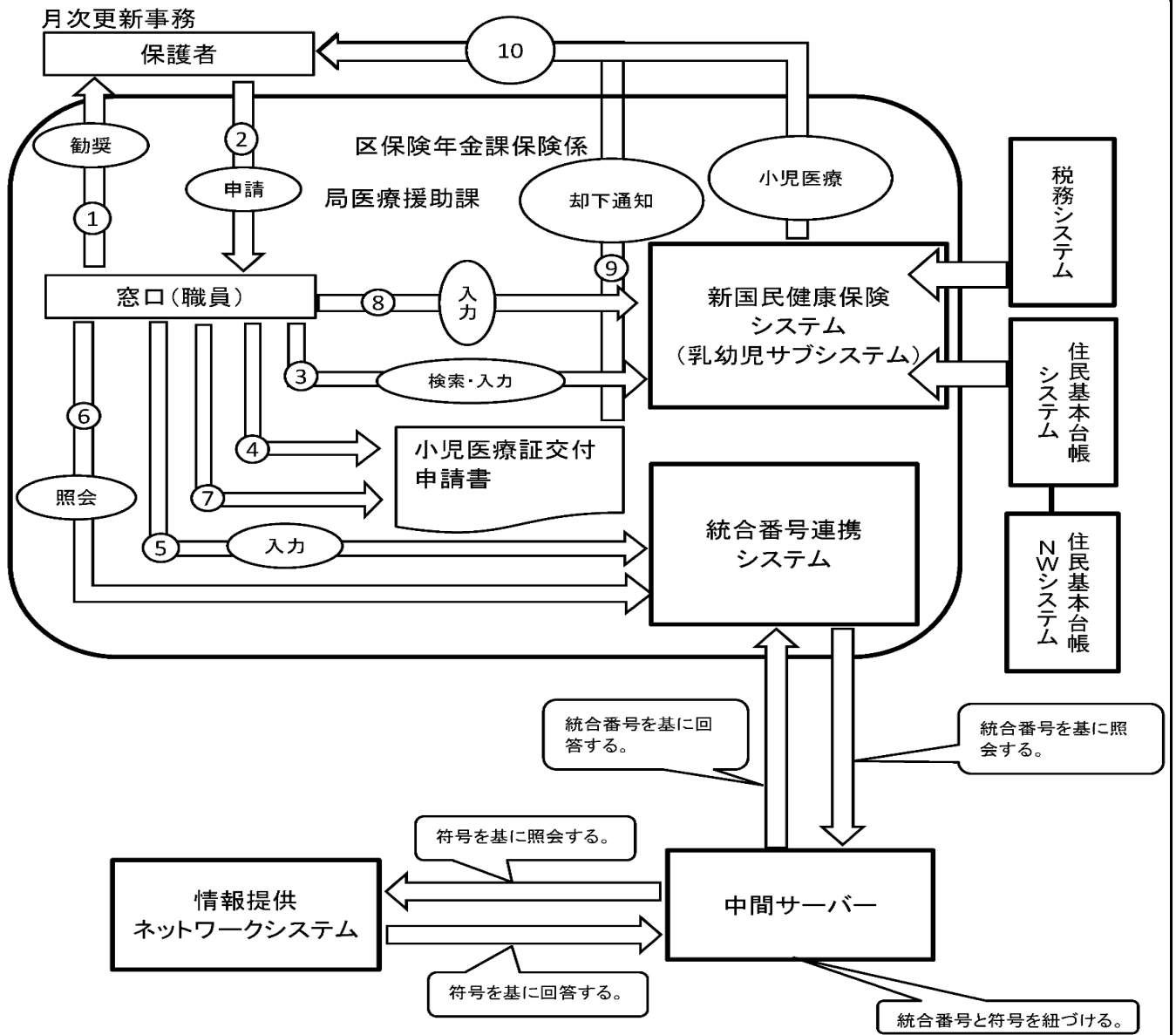
(別添1) 事務の内容



(備考)

資格取得事務

- ①保護者からの申請(窓口又は郵送)
- ②市内在住保護者の場合は、乳幼児サブシステムから小児と保護者の4情報及び保護者の税情報を取得し判定所得を自動計算する。保護者に業務固有番号を設定する。(保護者の課税情報が市内にある場合は→⑦へ)。
- ③小児医療証交付申請書に保護者の業務固有番号を記入。
- ④市外転入保護者及び市外在住保護者については、統合番号連携システムに業務固有番号と個人番号を登録する。
- ⑤情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な税情報の照会を行う。
- ⑥統合番号連携システムから取得した税情報の内容から、判定所得を手動計算する。
- ⑦情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な医療保険情報の照会を行ったのち、申請書類等により受給資格のあることを確認し、乳幼児サブシステムで小児医療証を作成する。
- ⑧受給資格を満たさない場合は、却下通知書を作成する。
- ⑨作成した小児医療証、却下通知を郵送又は窓口にて交付する。

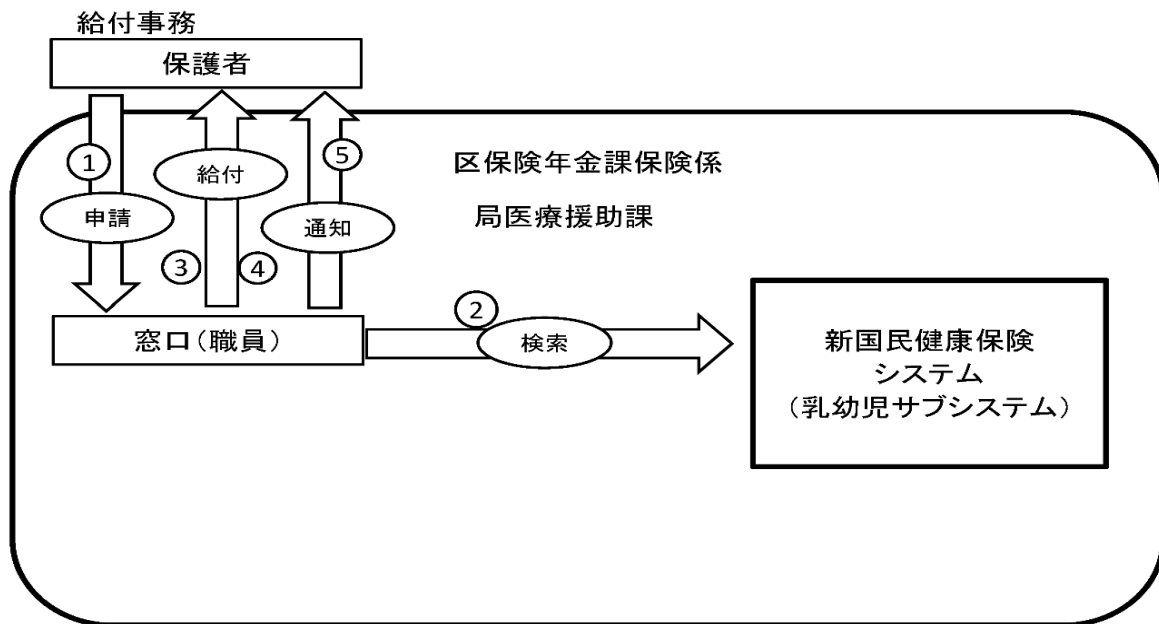


(備考)

月次更新事務

乳幼児サブシステムで対象者(誕生月の小児)を抽出し、保護者の税情報を取得し判定所得を自動計算する。その後、以下の2つについて処理する

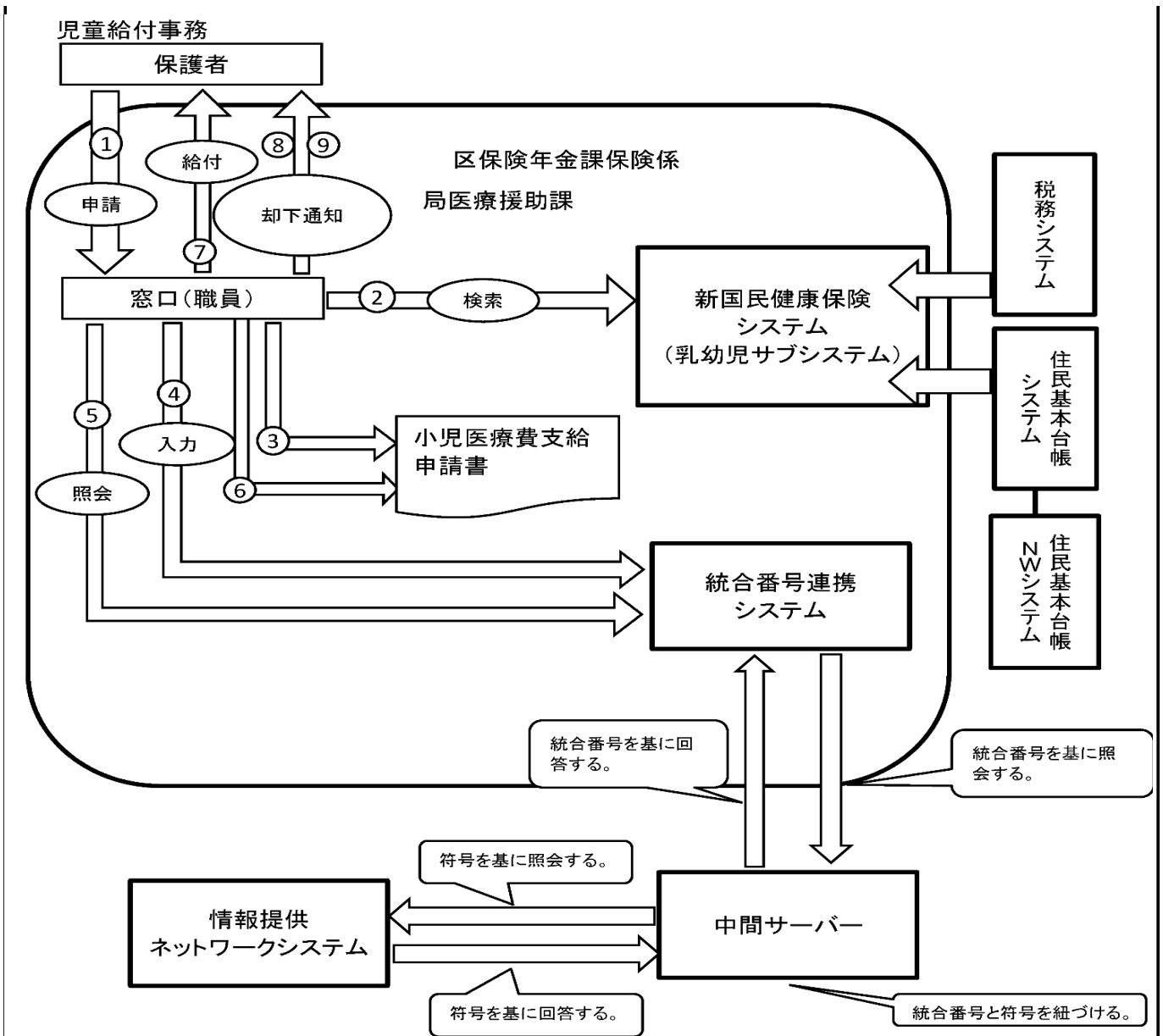
- a. 証更新(保護者所得が判明)
- b. 証更新及び所得不明者リスト出力(保護者所得が不明)
- a. について、乳幼児サブシステムで次年度の証を作成し、送付する。(ここで終了)
- b. について、乳幼児サブシステムで次年度の証及び所得不明者リストを作成する。医療証は対象者に送付する。(以下に続く)
- ①b. について、所得不明者リストを区保険年金課に送付する。
- ②所得不明者の調査を行う。
- ③市内在住保護者の場合は、乳幼児サブシステムから小児と保護者の4情報及び保護者の税情報を取得し判定所得を自動計算する。保護者に業務固有番号を設定する。(保護者の課税情報が市内にある場合は→⑧へ)。
- ④小児医療証交付申請書に保護者の業務固有番号を記入。
- ⑤市外転入保護者及び市外在住保護者については、統合番号連携システムに業務固有番号と個人番号を登録する。
- ⑥情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な税情報の照会を行う。
- ⑦統合番号連携システムから取得した税情報の内容から、判定所得を手動計算する。
- ⑧情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な医療保険情報の照会を行い、受給資格を満たしている場合は、乳幼児サブシステムで小児医療証を作成する。
- ⑨受給資格を満たさない場合は、却下通知書を作成する。
- ⑩作成した小児医療証、却下通知を郵送又は窓口にて交付する。



(備考)

給付事務
乳児・幼児の現金給付申請処理

- ①保護者からの申請(申請書の他に小児医療証を提示してもらうことで資格確認をする)。
- ②小児医療証の提示が無い場合、助成を受ける資格があるかどうかを乳幼児サブシステムで確認する。
- ③申請内容の詳細を確認し、支給対象金額を計算した上で、支給決定通知を作成する。
- ④資格が無い場合や支払金額が発生しない場合は不支給決定通知を作成する。
- ⑤支給決定通知、不支給決定通知を郵送又は窓口にて交付する。



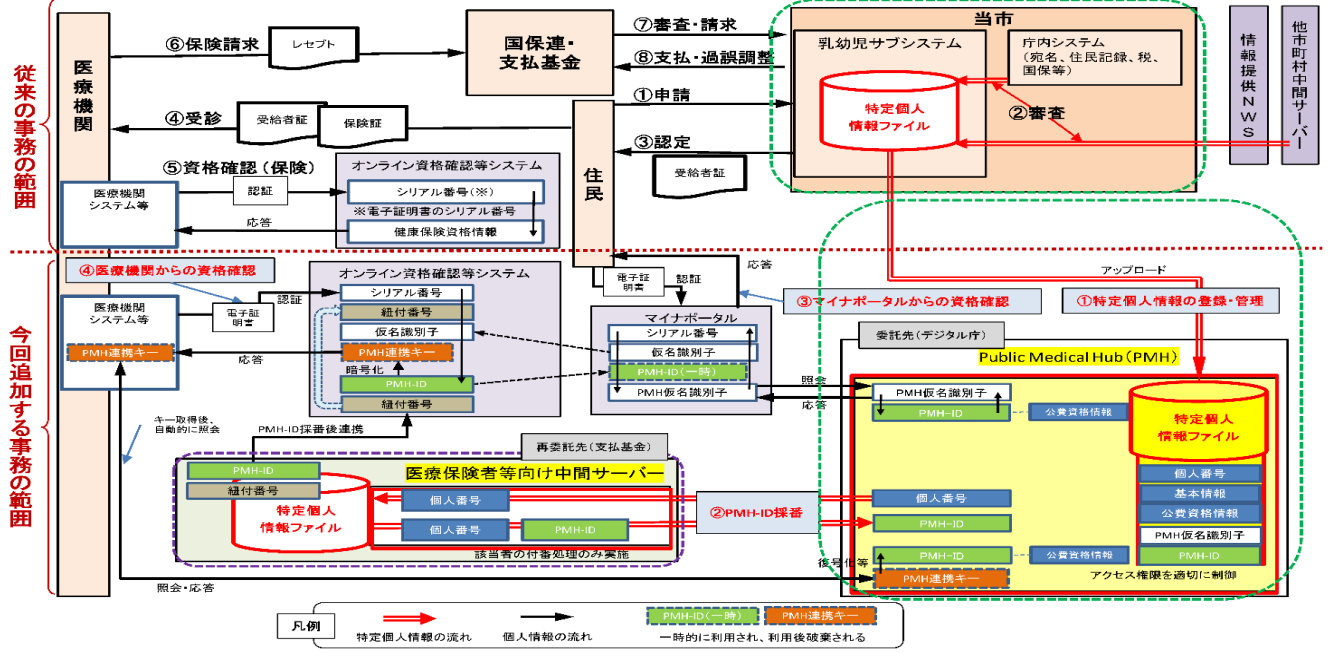
(備考)

児童給付事務

- ①保護者からの申請(窓口又は郵送)
- ②市内在住保護者の場合は、乳幼児サブシステムから小児と保護者の4情報及び保護者の税情報を取得し判定所得を自動計算する(→⑦へ)。
市外転入(該当年1月1日市外で現在は市内)保護者の場合は、乳幼児サブシステムを検索し、保護者の住基コード(業務固有番号)を検索。
単身赴任などの市外在住(現在も市外に在住している)保護者の場合は、乳幼児サブシステムにて、保護者の住登外コード(業務固有番号)を取得。
- ③小児医療証支給申請書に保護者の業務固有番号を記入。
- ④市外転入保護者及び市外在住保護者については、統合番号連携システムに業務固有番号と個人番号を登録する。
- ⑤情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な税情報の照会を行う。
- ⑥統合番号連携システムから取得した税情報の内容から、判定所得を手動計算する。
- ⑦情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な医療保険情報の照会を行い、受給資格を満たしている場合は、申請内容の詳細を確認し、支給決定通知を作成する。
- ⑧受給資格を満たさない場合は、不支給決定通知を作成する。
- ⑨支給決定通知、不支給決定通知を郵送又は窓口にて交付する。

公費医療費助成事務の概要 全体図

従来の事務では、①～⑧の流れで公費医療助成システムに情報が登録される(④～⑦は、医療機関や支払基金・国保連の事務)。⑤の資格確認は、マイナンバーカード(MNC)を利用して健康保険資格情報のみオンラインで確認が可能で、公費医療助成の資格は紙の受給者証で確認している。今回利便性の向上のため、MNCを利用した公費医療費助成の資格確認のオンライン化を事務の範囲に追加する。①～②の流れで、公費情報が連携され、保険証と同様に資格確認のオンライン化(③④)が実現できる。(緑色部分が評価対象の事務、紫色部分については社会診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するため評価対象外)



(備考)

①特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、資格情報等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

②PMH-ID採番

- ・PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。

③マイナポータルからの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMH-IDを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMH-IDと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMH-IDは削除される。)以降、マイナポータルからの資格確認が可能となる。
- ・市民がマイナポータル経由で、自身の小児医療費助成の資格情報を確認する。

④医療機関からの資格確認

- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMH-IDを紐付けて、一時的に利用するためのPMH連携キーを生成する。オンライン資格確認等システムは、PMHにPMH連携キーで小児医療費助成の資格情報を照会し、照会元となる医療機関システム等に同資格情報を応答する。(PMH連携キーは都度作成され、利用後に削除される。)医療機関システム等を利用して受診者が、マイナンバーカードで認証し、同意する都度、資格確認が可能となる。
- ・医療機関システム等(オンライン資格確認端末)を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで医療機関は、小児医療費助成の資格情報の確認(閲覧/取得)が可能となり、医療機関は、必要に応じて医療機関システム等(電子カルテ、電子レセプトなど)の医療機関システムに同資格情報の取込みを行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 小児医療費助成データベース	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 小児 2 小児の保護者 3 過去5年間における1及び2の対象者
その必要性	小児医療費助成の対象者として給付を受ける資格期間の確認や小児医療証の発行履歴の確認に必要であるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (保護者判定所得 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に 関する事務> 医療助成資格情報)
その妥当性	<p>その他識別番号…管理する対象の個人を特定するため 4情報…管理する対象の個人を特定するため 連絡先…対象者と連絡をとる際に必要であるため その他住民票関係情報…管理する対象の個人を特定するため 医療保険関係情報…小児医療費助成制度は、保険本体の給付金を除いた部分を助成する制度のため 保護者判定所得…小児医療にかかる県補助金の判定を行うため</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 </p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月1日

⑥事務担当部署	横浜市役所健康福祉局生活福祉部医療援助課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 栄区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民局窓口サービス課、財政局税務課、健康福祉局 保険年金課及び同局医療援助課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (医療機関、支払基金、各医療保険者) [<input type="checkbox"/>] その他 ()
②入手方法	[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)
③入手の時期・頻度	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条及び第7条の規定により、保護者の届け出がある都度、入手している。また、年に1回小児医療証を更新する際、入手した情報について住民基本台帳情報との整合性を保つため、照会を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。
④入手に係る妥当性	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条の規定により、小児医療費助成の資格申請の際、保護者には規則で定められた様式での届出の義務がある。また、同条例第7条の規定により、保護者には申請した事項に異動があったときは、その旨を届け出る義務がある。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。
⑤本人への明示	小児の保護者または保護者の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条第2項、番号法第19条第6項及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を申請書に明記する。
⑥使用目的 ※	小児医療費助成の資格管理、支給決定
変更の妥当性	

⑦使用の主体	使用部署 ※	横浜市役所健康福祉局生活福祉部医療援助課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 栄区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		小児医療費助成の資格情報を適正に管理し、それを基に療養の給付を受ける期間を併せて把握することで、小児医療費助成制度の健全な運営を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に伝送する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。
	情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日等を基に突合し、住基個人コードにて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用する。
	情報の統計分析 ※	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	小児医療証の発行、却下処分、児童に対する助成の支給決定
⑨使用開始日		平成29年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] (5) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		運用業務委託
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者へ委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様

		四 〇	
		その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取り扱)	
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	
	⑨再委託事項	運用支援業務	
委託事項2～5			
委託事項2		保守業務委託	
①委託内容		システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
その妥当性		作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取)	
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	

⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	保守支援業務
委託事項3		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱いを行う。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務
委託事項4		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	東武デリバリー株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務
委託事項5		
Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱		
①委託内容	Public Medical Hub (PMH) の利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	小児医療費助成の資格情報を有する者(資格喪失者を含む)
	その妥当性	Public Medical Hub (PMH) は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMHIに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		国(デジタル庁)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] 再委託する [] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・Public Medical Hub(PMH)の運用保守 ・PMH-IDの採番 ・PMH-IDを介した医療機関システム・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
移転先1		健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途		生活保護支給決定時の資料
③移転する情報		小児医療費助成の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数		[] 1万人以上10万人未満 [] <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		小児医療費助成の資格を有する小児のうち、生活保護受給申請を行った世帯に属する者
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		随時
移転先2～5		
移転先2		健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠		番号法第19条第9号 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項
②移転先における用途		生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務の資料
③移転する情報		小児医療費助成の資格情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	小児医療費助成の資格を有する小児のうち、生活に困窮する外国人に対する保護の措置の申請を行った世帯に属する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<横浜市における措置> ・新国民健康保険システム(乳幼児サブシステムを含む)のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	小児医療費の還付請求の時効は、診療の翌月1日から5年であるため、資格確認は6年間必要となるので、6年間保管する。

<p>③消去方法</p>	<p><横浜市における措置> 電子データ ・上記必要な期間を経過後、削除処理により各システムにて削除する。年間1回程度。削除対象は各システムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、乳幼児サブシステムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。</p> <p>紙書類 ・業務で入手した申請書等、乳幼児サブシステムから出力した帳票等は裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・横浜市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・横浜市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。</p>
<p>7. 備考</p>	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 統合番号連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(死亡による削除を除く。)または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会業務を行う必要がある。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号) : 対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報 : 統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日

⑥事務担当部署	横浜市役所健康福祉局生活福祉部医療援助課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 栄区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民局窓口サービス課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム）
③入手の時期・頻度	◎住民登録内の者の分 住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手する。 ◎住民登録外の者の分 <input type="checkbox"/> 本人または本人の代理人からの紙書類による入手。 ・申請者(保護者)が区保険年金課窓口で小児医療の資格申請を行う際、小児医療証交付申請書に4情報を記載する。 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステムから即時提供方式による入手。 ・本人または本人の代理人が上記紙書類に記載した情報と、統合番号連携システムで管理する情報で相違する際に、最新情報を確認するために都度入手する。
④入手に係る妥当性	住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手するため、別途提供を受ける必要はない。 住民登録外の者の分：単身赴任など市外在住の保護者についても、資格管理のために必要な情報であるが、本市住民基本台帳への記載が無いので本人から入手する必要がある。
⑤本人への明示	・本人または本人の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条第2項及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。 ・個人番号及び4情報は住民基本台帳法で定義する本人確認情報であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第19条の定めにより改正される住民基本台帳法第三十条の十第一項第二号において、当該事務で本人確認情報を使用して良い旨が明示されている。 ・書面提出などによる入手のため本人または本人の代理人に直接説明できない場合にあっても、本人確認情報の使用については上記のとおり明示されている。
⑥使用目的 ※	小児医療費助成の資格情報の管理
変更の妥当性	

⑦使用の主体	使用部署 ※	横浜市役所健康福祉局生活福祉部医療援助課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課 西区役所福祉保健センター保険年金課 中区役所福祉保健センター保険年金課 南区役所福祉保健センター保険年金課 港南区役所福祉保健センター保険年金課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課 旭区役所福祉保健センター保険年金課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課 港北区役所福祉保健センター保険年金課 緑区役所福祉保健センター保険年金課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課 栄区役所福祉保健センター保険年金課 泉区役所福祉保健センター保険年金課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課							
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		・統合番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 ・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。							
	情報の突合 ※	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。							
	情報の統計分析 ※	—							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—							
⑨使用開始日		平成27年10月5日							
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件							
委託事項1		運用保守業務委託							
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者へ委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td> <td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部			
	<選択肢>								
	1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部							
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様							

	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取り扱)	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	システム運用保守支援業務
委託事項2～5		
委託事項2		
オペレーション業務委託		
①委託内容	システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取)	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	株式会社SH-Net	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務	
委託事項3		データ保管業務委託	
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	
	⑨再委託事項	データ保管支援業務	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書等の紙媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 593 470 728"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="470 593 1520 728"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 728 470 907"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="470 728 1520 907"> <p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。 ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 ・個人番号、4情報、その他の項目は、本市の番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。 ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 ・個人番号、4情報、その他の項目は、本市の番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。 ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 ・個人番号、4情報、その他の項目は、本市の番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><横浜市における措置> ・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、統合番号連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・紙書類：業務で入手した申請書等は裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<小児医療費助成データベース>

番号 内容

1 区コード	26 資格喪失事由	51 送付先字コード	76 父一部負担金有無
2 医療証番号	27 資格喪失年月日	52 送付先番地コード	77 母判定所得
3 住記個人コード	28 資格喪失届出日	53 送付先番地編集コード	78 総所得金額
4 住登外区分	29 メモ情報区分	54 市外住所都道府県コード	79 その他所得金額
5 旧区コード	30 メモ情報入力年月日	55 市外住所市町村コード	80 控除額
6 旧医療証番号	31 所得制限区分1	56 市外住所町字コード	81 母一部負担金有無
7 新区コード	32 所得制限区分2	57 市外住所丁目コード	82 他判定所得
8 新医療証番号	33 所得制限区分3	58 市外住所都道・県文字数	83 総所得金額
9 移行番号	34 保険情報	59 市外住所市町村文字数	84 その他所得金額
10 氏名(カナ)	35 保険者番号	60 市外住所町字文字数	85 控除額
11 氏名(漢字)	36 保険加入日	61 市外住所丁目文字数	86 他一部負担金有無
12 国籍コード	37 被保険者氏名	62 市外住所住所	
13 生年月日	38 保護者住記個人コード	63 市外住所方書	
14 性別コード	39 保護者住登外区分	64 市外住所氏名	
15 区コード	40 保護者氏名	65 市外住所連絡先	
16 町コード	41 続柄	66 父一部負担金有無	
17 字コード	42 証交付事由	67 母一部負担金有無	
18 番地コード	43 証交付年月日	68 他一部負担金有無	
19 番地編集コード	44 証有効期間	69 父業務固有番号	
20 方書	45 証有効期限	70 母業務固有番号	
21 電話番号	46 証回収事由	71 他業務固有番号	
22 電話番号(呼)	47 証回収日	72 父判定所得	
23 連絡先	48 送付先市内外区分	73 総所得金額	
24 資格取得事由	49 送付先区コード	74 その他所得金額	
25 資格取得年月日	50 送付先町コード	75 控除額	

<統合番号連携ファイル>

- ・個人番号
- ・統合番号
- ・4情報
- ・業務固有番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン

<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

- ・個人番号
- ・PMH-ID
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3)医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号

- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間
- ・強制失効日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 小児医療費助成データベース	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・誤って必要以上の情報を記入しない様式で申請を受付ける。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・誤って必要以上の情報を記入しない様式で申請を受付ける。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。</p>
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人情報の入手については申請によるものであり、それ以外の方法で入手されることはない。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。</p> <p>・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>窓口申請の場合は番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>窓口申請の場合は、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票で番号確認を行い、個人番号カード、運転免許証等写真付書類、健康保険証ともう1点の身元確認書類の提示を受け、確認する。</p> <p>個人番号カード等の提示を受けられないときは、上段内容により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。</p> <p>郵送申請の際は、小児医療証交付申請書に記載された個人番号の確認のため、窓口申請と同様の本人確認書類のコピーをもとに確認する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。</p>
特定個人情報の正確性確保	在次の証更新の際に、住民基本台帳の情報を確認している

の措置の内容	十分な取組が実施されている。	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	届出の際の窓口を個別とし、他の住民に情報が漏れないよう配慮している。また、申請書は、鍵付の書庫で管理・保管している。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする横浜市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・市民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず、必要のない情報との紐付けは行われず。また、データの管理、運用について、システムを使用する際には、パスワードが必要となり、閲覧可能職員を制限している。	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>顔認証及びID・パスワードの2要素認証対応システムにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残している。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・横浜市は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。</p>
<p>アクセス権限の発効・失効の管理</p>		<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
	<p>具体的な管理方法</p>	<p>顔認証及びID・パスワードの2要素認証対応システムにより職務権限による制限をかけ、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。</p>
<p>アクセス権限の管理</p>		<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
	<p>具体的な管理方法</p>	<p>顔認証及びID・パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。</p>
<p>特定個人情報の使用の記録</p>		<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
	<p>具体的な方法</p>	<p>顔認証及びID・パスワードの2要素認証対応システムにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録しており、その記録は5年間保存する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>特になし</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行っている。また、システムを使用する際には顔認証が必要であり、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。横浜市は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・横浜市の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 横浜市は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発行する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・横浜市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMH-ID採番や運用保守)のみに付与される。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報の取扱い状況及び取り扱った従業者等の報告をする様定める。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・特定個人情報の取扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMH-ID採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・横浜市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。	

	<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・横浜市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。 </p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>		<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、横浜市は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。 </p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>		<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>規定の内容</p>	<p>契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>		<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>

	具体的な方法	<p>個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。
その他の措置の内容		<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 <p>委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない</p>		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<p><選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>提供を受ける者が特定個人情報を保管している執務室に入室する際は、名札等で所属及び氏名を確認してから入室を許可している。</p> <p>特定個人情報の提供・移転は紙で個別に行われるが、提供した結果をコピーして保存している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報の保護に関する法律及び横浜市における個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。</p>	
その他の措置の内容	<p>アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の紙による提供・移転は、名札等で所属及び氏名を確認した職員間で直接行われ、無関係な者が介在しないようにしている。</p> <p>特定個人情報の提供・移転は紙で個別に行われるが、関係部署以外へは持ち出さず、使用後は速やかにシュレッダーにかけるように徹底している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>誤った内容で登録しないよう、システムの内容と移転内容に誤りがないか確認を行っている。また、提供や移転の際については、提供した結果をコピーして保存している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<横浜市における措置>
 ○統合番号連携システムの画面において、
 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。
 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。
 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。
 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。
 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。
 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。
 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。

リスクへの対策は十分か 十分である 十分でない 不明

<選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	<p>具体的な対策の内容</p>	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された横浜市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・横浜市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・横浜市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<p><選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	<p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</p> <p>住民登録内だった者の分：削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p> <p>住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>住所や氏名等の変更については届出の都度、新たな情報を書き最新の情報で管理している。また、毎年の年齢到達処理時に住民基本台帳との内容を突合し、齟齬がある場合は届出について勧奨を行っている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行い、申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 統合番号連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○データを登録する際の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：≪統合番号連携システムへの入力時に業務で行う誤った紐付けの防止措置を記入≫また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システムから入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：データセンター内の専用線を用いて、住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。 ・住民登録外の者の分：住民基本台帳ネットワークシステムの即時提供方式による入手及び住民基本台帳ネットワークシステムの一括提供方式による連携データをデータセンター内の専用線を用いて入手することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。 <p>○本人または本人の代理人から直接情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務において初めて個人番号を入手する際は、当該事務が番号法第9条で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。 ・個人番号の提供を受けるときは番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 住民登録外の者の分：業務で変更を把握した際に、随時に統合番号連携システムに入力する。また、住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による連携データを入手する。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システム間の連携により入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分: 住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式により入手する場合は、システム間で自動的に連携する。 <p>両システムとも統合番号連携システムへの連携はデータセンタ内の専用線を使用する。FW、IDS等を設置し、他システム、外部ネットワークからの侵入防止措置を講じる。</p> <p>○申請書等の紙書類の管理は業務で入手した特定個人情報を記載した書類の扱いに準ずる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児サブシステムは、他業務とは独立したデータベースとなっており、目的を超えた紐付け、必要のない情報との紐付けはできない。顔認証及びID・パスワードの2要素認証対応システムによる認証を行っているため、業務外のシステムは使用できない。また、他業務の担当者が当該業務のシステムを使用することもできない。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><統合番号連携システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><統合番号連携システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<統合番号連携システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<統合番号連携システムにおける対策> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・管理者権限を持たない者に対する措置：統合番号連携システムの画面からのみファイルにアクセスできる仕組みを構築する。統合番号連携システムの画面においては、ファイル作成、出力機能を持たない仕組みとする。 ・管理者権限を持つ者に対する措置：原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px;"> 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない </div>		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> 記録を残していない
具体的な方法	作業内容について事前に申請を受け、管理者が承認したうえで実施し、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れていない <input type="checkbox"/> 再委託していない
具体的な方法	個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px;"> 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない </div>		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> 記録を残していない

	具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること <p>を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

	<p>具体的な対策の内容</p> <p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのロックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。 ・申請書及び届出諸等の紙媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	<p>具体的な対策の内容</p> <p><横浜市における措置> ・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生あり]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
	<p>その内容</p> <p>別紙のとおり</p>
	<p>再発防止策の内容</p> <p>別紙のとおり</p>
⑩死者の個人番号	<p>[保管している]</p> <p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
	<p>具体的な保管方法</p> <p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。 住民登録内だった者の分：削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。 住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○個人番号、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分：定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受信し、更新する。 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。 <p>○4情報以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合番号連携システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・申請書及び届出諸等の紙媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。
その他の措置の内容	特になし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に自己点検を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に監査を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 ≪その他、実施している研修があれば記載≫</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<p>①請求先</p>	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
<p>②請求方法</p>	<p>持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。</p>
<p>特記事項</p>	<p>受付時に本人確認を行う。</p>
<p>③手数料等</p>	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)</p>
<p>④個人情報ファイル簿の公表</p>	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>個人情報ファイル名</p>	<p>1. 小児医療費助成データベース、2. 統合番号連携ファイル</p>
<p>公表場所</p>	<p>横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900</p>
<p>⑤法令による特別の手続</p>	<p>特になし</p>
<p>⑥個人情報ファイル簿への不記載等</p>	<p>特になし</p>

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4115
②対応方法	窓口、電話等の問合せは随時対応し、必要に応じて対応記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和6年8月2日～9月2日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	期間中に意見の提出はありませんでした。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年9月25日
②方法	横浜市個人情報保護審議会における審議
③結果	付帯意見なし
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・市民は、マイナポータルを介して、自身の小児医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・市民が、医療機関受診時に小児医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 	事前	
令和6年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[○] 宛名システム等	事前	
令和6年10月31日	同上 システム5 ①システムの名称	(追加)	Public Medical Hub (PMH)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 システム5 ②システムの機能	(追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務></p> <p>①情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 横浜市で管理している個人番号及び小児医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。</p> <p>②情報連携機能(医療機関システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、小児医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、小児医療費助成の資格情報の照会が行われる。 Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMH-IDを復号し、PMH-IDに紐付けられた小児医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。 	事前	
令和6年10月31日	同上	(追加)	<p>③情報連携機能(マイナポータル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 小児医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく小児医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 システム5 ③他のシステムとの接続	(追加)	[○]その他 (乳幼児サブシステム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)	事前	
令和6年10月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(1)の末尾に追加	・令和6年12月に予定されている健康保険証のマイナンバーカードへの移行に伴い、資格の認定に必要な健康保険情報の取得を正確かつ効率的に行う。	事前	
令和6年10月31日	同上 ②実現が期待されるメリット	(1)の末尾に追加	・資格の認定に必要な健康保険情報の取得が正確かつ効率的に行われることにより、事務の効率化が期待できる。	事前	
令和6年10月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	(末尾に追加)	番号法第19条第6号	事前	
令和6年10月31日	I 基本情報 (別添1)事務内容 資格取得事務	⑦申請書類等により受給資格のあることを確認し、乳幼児サブシステムで小児医療証を作成する。	⑦情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な医療保険情報の照会を行ったのち、申請書類等により受給資格のあることを確認し、乳幼児サブシステムで小児医療証を作成する。	事前	
令和6年10月31日	同上 月次更新事務	⑧受給資格を満たしている場合は、乳幼児サブシステムで小児医療証を作成する。	⑧情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な医療保険情報の照会を行い、受給資格を満たしている場合は、乳幼児サブシステムで小児医療証を作成する。	事前	
令和6年10月31日	同上 児童給付事務	⑦受給資格を満たしている場合は、申請内容の詳細を確認し、支給決定通知を作成する。	⑦情報提供ネットワークシステムを通じ、必要な医療保険情報の照会を行い、受給資格を満たしている場合は、申請内容の詳細を確認し、支給決定通知を作成する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上	(追加)	「小児医療費助成に関する事務の概要 全体図」及び(備考)を追加	事前	
令和6年10月31日	II ファイルの概要(1.小児医療費助成データベース) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> 医療助成資格情報	事前	
令和6年10月31日	同上 ④記録される項目 その妥当性	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	事前	
令和6年10月31日	II ファイルの概要(1.小児医療費助成データベース) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[] 民間事業者	[○] 民間事業者 (医療機関、支払基金、各医療保険者)	事前	
令和6年10月31日	同上 ②入手方法	[○] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	[○] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)	事前	
令和6年10月31日	同上 ③入手の時期・頻度	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 ④入手に係る妥当性	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 	事前	
令和6年10月31日	同上 ⑤本人への明示	当該事務が番号法第9条第2項及び横浜市行政手続における	当該事務が番号法第9条第2項、番号法第19条第6項及び横浜市行政手続における	事前	
令和6年10月31日	同上 ⑧使用方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に応答する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。 	事前	
令和6年10月31日	同上 ⑧使用方法 情報の統計分析	行わない	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	II ファイルの概要(1.小児医療費助成データベース) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5	(追加)	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ①委託内容	(追加)	Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(追加)	特定個人情報ファイルの一部	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(追加)	100万人以上1,000万人未満	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(追加)	小児医療費助成の資格情報を有する者(資格喪失者を含む)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(追加)	Public Medical Hub (PMH)は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ③委託先における取扱者数	(追加)	10人以上50人未満	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追加)	[○] その他 LGWAN又は閉域網回線を用いた提供	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ⑥委託先名	(追加)	国(デジタル庁)	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ⑦再委託の有無	(追加)	再委託する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	(追加)	書面又は電磁的方法による承諾	事前	
令和6年10月31日	同上 委託事項5 ⑨再委託事項	(追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) の運用保守 ・PMH-IDの採番 ・PMH-IDを介した医療機関システム・マイナポータルへの情報連携 <p>※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。</p>	事前	
令和6年10月31日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二の26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項</p>	<p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項</p>		
令和6年10月31日	同上 移転先2 ①法令上の根拠	<p>番号法第19条第9号 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項</p>	<p>番号法第19条第9号 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	II ファイルの概要(1.小児医療費助成データベース) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	
令和6年10月31日	同上 ③消去方法	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務> ・横浜市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・横浜市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	II ファイルの概要 別添2	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目></p> <p>(1)対象者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・PMH-ID ・PMH仮名識別子 ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別) ・自治体コード ・自治体業務ID ・連携ファイル名 ・連携日時 ・連携処理ステータス/エラー内容 ・制御フラグ(不開示/閲覧停止) ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID) <p>(2)ユーザー情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関マスタID ・機関ユーザーID ・メールアドレス ・ユーザー氏名 ・ユーザー区分 ・ユーザー権限ID ・個人番号閲覧可能フラグ ・ユーザー削除フラグ <p>(3)医療助成資格情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証種別ID ・受給者証名 ・受給者証ID ・受給者証券面情報 ・受給者証項目情報 ・表示順番号 	事前	
令和6年10月31日	同上	(末尾に追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・公費ID ・区分 ・公費負担者番号 ・公費受給者番号 ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数) ・有効期間 ・強制失効日 ・医療機関コード ・指定医療機関情報 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.小児医療費助成データベース 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。 	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 リスク3: 入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク3: 入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置 の内容	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。	事前	
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1.小児医療費助成データ ベース 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付けが 行われるリスク 事務で使用するその他のシステム における措置の内容	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする横浜市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・市民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。 	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。 	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。 	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。横浜市は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH) へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・横浜市の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH) への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH) では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 	事前	
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 統合番号連携ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	個人情報の適正な取扱い並びに法に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修	個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.小児医療費助成データベース 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 横浜市は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	事前	
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・横浜市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMH-ID採番や運用保守)のみに付与される。	事前	
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> ・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMH-ID採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルール内容及びル ール遵守の確認方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・横浜市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。 	事前	
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及びル ール遵守の確認方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・横浜市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。 	事前	
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ル ール内容及びルール遵 守の確認方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、横浜市は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項 	事前	
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 再委託に関するリスク その他の措置の内容	特になし	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>	事前	
令和6年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.小児医療費助成データベース</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(末尾に追加)	<p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>	事前	
令和6年10月31日	<p>同上</p> <p>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(末尾に追加)	<p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	同上 リスク3: 入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・情報提供ネットワークシステムから税情報を取得する際は、画面のハードコピーを取り、申請書に添付して保存するので、最終的に乳幼児サブシステムに入力された税情報の値が不正確であっても、原因を速やかに特定できる。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(末尾に追加)	<p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>	事前	
令和6年10月31日	同上 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	(末尾に追加)	<p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.小児医療費助成データベース</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事前	
令和6年10月31日	同上	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <p>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</p> <p>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.小児医療費助成データベース</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	(末尾に追加)	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置></p> <p>Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された横浜市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 	事前	
令和6年10月31日	同上	(末尾に追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・横浜市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1.小児医療費助成データ ベース 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	保管していない	保管している	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	(追加)	・死者のデータは生存者のデータと一体となって 保管している。 住民登録内だった者の分: 消除後、住民基本 台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経 過し、かつ、統合番号連携システムを使用する 全業務で不要となるまでの間保管する。 住民登録外だった者の分: 統合番号連携シ ステムを使用する全業務で不要となるまでの間保 管する。	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク2: 特定個人情報が古 い情報のまま保管され続ける リスク リスクに対する措置の内容	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連 携に係る小児医療費助成に関する事務におけ る追加措置> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基 及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部 番号を基に最新の情報に反映されるため、古い 情報のまま保管され続けるリスクは存在しな い。	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連 携に係る小児医療費助成に関する事務におけ る追加措置> ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消 去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用デー タの連携又は運用保守事業者に依頼して消去す る。 ・不要となったバックアップファイルは、古いもの から順に自動削除される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.統合番号連携ファイル</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</p>	<p>個人情報の適正な取扱い並びに法に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修</p>	<p>個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修</p>	事前	
令和6年10月31日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.統合番号連携ファイル</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・情報提供ネットワークシステムから税情報を取得する際は、画面のハードコピーを取り、申請書に添付して保存するので、最終的に乳幼児サブシステムに入力された税情報の値が不正確であっても、原因を速やかに特定できる。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2.統合番号連携ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがないように、警備員などにより確認して いる。	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	保管していない	保管している	事前	
令和6年10月31日	同上 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	(追加)	・死者のデータは生存者のデータと一体となって 保管している。 住民登録内だった者の分：削除後、住民基本 台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経 過し、かつ、統合番号連携システムを使用する 全業務で不要となるまでの間保管する。 住民登録外だった者の分：統合番号連携シス テムを使用する全業務で不要となるまでの間保 管する。	事前	
令和6年10月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	(末尾に追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連 携に係る小児医療費助成に関する事務におけ る追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適 正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適 切に職員等の当該システムの利用を管理し、必 要な自己点検を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	事前	
令和6年10月31日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	事前	
令和6年10月31日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(末尾に追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児医療費助成に関する事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事前	
令和6年10月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	(追加)	閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。	事前	

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

	公表年月日	内容	件数	再発防止策
1	令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。
2	令和4年11月11日	本市施設の運営委託業者の再委託者が、電車内で社用パソコン入りの荷物の盗難に遭い、当該パソコン内に保存されている施設利用者等の個人情報を紛失した。	528件	委託先に対して、委託約款に定められた個人情報の適切な取扱いを徹底するとともに、持ち出し可能な媒体に個人情報を保存しない等個人情報に関するリスク管理の徹底するよう指導する。当該指導を受け、委託先においては、パソコン内にはデータを置かず、ファイルサーバに保存する運用とし、パスワードの二重化、強度の見直し等のセキュリティ対策を講じる。
3	令和5年9月11日	財政局において、「特別徴収個人別明細表」を本来送付すべきではない会社に送付してしまった。	217件	封筒の宛名作成の際には、会社ごとに付番している指定番号により送付先の検索を行うことを徹底する。また、このルールについて、研修等により改めて周知・徹底する。
4	令和6年1月15日	区役所で保管していた、自動車臨時運行許可申請書のファイルを1年度分誤廃棄した。	240件	課内で行政文書の廃棄に係るルールの再確認を実施し、行政文書の保管場所、保管方法の見直しを行った。また、文書廃棄の際に使用するチェックリストを作成し、2名以上で廃棄対象文書であることを確認しながら廃棄することを徹底する。
5	令和6年5月1日	区役所で保管していた、令和元年度に支給手続を行った介護保険の高額合算療養費に関する申請書等(特定個人情報を含む)を紛失した。誤廃棄をした可能性が高いと考えられる。	2559件	廃棄文書の保管箱に、廃棄年度ごとに色の違うテープを貼り、廃棄の時期を視覚的に明確にする。また、廃棄文書目録と対象文書を複数の職員で突合することを徹底する。
6	令和6年5月7日	こども青少年局で運営しているWEBサイト上で、WEBサイトの設定誤りにより、表示する必要のない市民の氏名が表示される状態となっていた。	1665件	本市と事業者で、WEBサイト上の全機能について点検を行った。サイト回数等を行う際は、稼働前の確認・テストを両方で徹底する。
7	令和6年5月15日	こども青少年局で、市内法人等と個人情報のやり取りを行っているクラウドサービス上で、閲覧権限の設定ミスにより、法人が、無関係な者の個人情報を閲覧できる状態となっていた。	468件	クラウドの権限設定等を変更する場合には、設定内容に誤りがないかを複数人で確認するよう徹底する。また、誤った権限を設定してしまった場合には、閲覧に制限がかかるよう、クラウドサービスの設定を修正した。